

横浜市国民健康保険条例施行規則の一部改正に関する意見公募要領

令和 9 年 1 月 4 日に予定している国民健康保険標準準拠システムへのシステム移行に伴い、横浜市国民健康保険条例施行規則で定める様式の一部改廃と、これに伴う所要の改正を行います。これらの改正について、広く市民の皆様からご意見を頂きたく、次の要領で意見の公募を行います。

1 意見公募期間

令和 8 年 10 月 8 日（木）から令和 8 年 11 月 6 日（金）まで

※郵送の場合は、当日消印有効

2 ご意見の提出方法

ご意見は「意見提出書」にご記入のうえ、次のいずれかの方法により「横浜市健康福祉局保険年金課管理係」あてにご提出をお願いします。

電話又は口頭でのご意見のご提出には対応できませんので、あらかじめご了承ください。

（1）電子メールの場合

【アドレス】 kf-hokennenkin@city.yokohama.lg.jp

（タイトルに「市民意見公募」と明記してください）

（2）郵送または持参の場合

【郵送先】〒231-0017 横浜市中区本町6丁目50番地の10 横浜市健康福祉局保険年金課

【持参先】横浜市中区本町6丁目50番地の10 16階 横浜市健康福祉局保険年金課 管理係

※持参の場合の受付時間は平日午前 8 時 45 分から午後 5 時までです。

（3）FAX の場合

FAX 番号：045-664-0403

3 注意事項

- （1）いただいたご意見に対する本市の考え方の公表は、意見公募結果公示をもって行います。個別の回答はいたしませんので、あらかじめご了承ください。
- （2）いただいたご意見の内容は、氏名、住所、電話番号及び電子メールアドレスを除き、後日公表させていただきますので、あらかじめご了承ください。
- （3）ご意見に付記された氏名、連絡先等の個人情報は適正に管理し、ご意見の内容に不明な点があった場合等の連絡・確認といった、本案に対する意見公募に関する業務にのみ利用します。
- （4）その他個人情報については、「横浜市個人情報の保護に関する条例に従い、適切に取り扱います。

4 お問い合わせ先

横浜市健康福祉局 保険年金課 管理係

電話番号 045-671-2421

メールアドレス kf-hokennenkin@city.yokohama.lg.jp

※電話によるご意見はご遠慮くださいますようお願いいたします。